

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

- 一 ○埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則 (警務課)
- 二 ○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則 ()
- 三 ○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (総務給与課)
- 四 告示 (中央創造)
- 五 ○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造)
- 五 ○ 〃 (東部創造行田支所)
- 五 ○平成十九年十一月分抽せん償還の結果 (財政課)
- 六 ○平成十八年度災害共済事業経営状況 (管財課)
- 六 ○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害者福祉課)

○障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定

○障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定 (障害者福祉課)

○桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業の事業計画の変更認可 (市街地整備課)

○越谷都市計画下水道の変更 (下水道課)

○埼玉県立図書館業務システム開発業務委託に関する落札者等の公示 (浦和図書館)

○埼玉県立近代美術館使用料の徴収事務委託 (近代美術館)

○警察車(無線警ら車)十一台に係る落札者の公示 (会計課)

○県道さいたま鴻巣線の区域の変更 (北本県土)

○県道蓮田鴻巣線の区域の変更 ()

○開発行為に関する工事の完了公示

- 告 (飯能県土) 一一〇 開発行為に関する工事の完了公示 (東松山県土) 一一〇
- 〇開発行為に関する工事の完了公示 (杉戸県土) 一一〇

規則

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月25日

埼玉県公安委員長 由木 義文

埼玉県公安委員会規則第10号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則(昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の2中「埼玉県警察本部組織条例(昭和29年埼玉県条例第26号)」を「条例」に改め、同条を第2条の4とする。

第2条の次に次の2条を加える。(財務局)

第2条の2 総務部に、財務局を置く。

2 財務局においては、埼玉県警察本部組織条例(昭和29年埼玉県条例第26号。以下「条例」という。)本則第1号(7)から(9)までに掲げる事務をつかさどる。(組織犯罪対策局)

第2条の3 刑事部に組織犯罪対策局を置く。

2 組織犯罪対策局においては、条例本則第5号(1)に掲げる事務のうち国際的な犯罪捜査に関する事務及び(4)から(8)までに掲げる事務をつかさどる。

第3条中「総務部に」の次に「、財務局を置くものほか」を加え、「8課」を「5課」に改め、「会計課」、「施設課」及び「装備課」を削り、同条に次の1項を加える。

2 財務局に、次の3課を置く。

- 会計課
- 施設課
- 装備課

第9条及び第10条を削り、第8条を第10条とし、第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(情報管理課)

第6条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 電子計算業務の研究、開発に関すること。
- (2) 情報通信技術の調査、企画に関すること。
- (3) 電子計算組織の運用に関すること。
- (4) 警察統計（犯罪統計を除く。）に関すること。
- (5) 照会センサーに関すること。

(留置管理課)

第7条 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置施設及び被留置者に関すること。
- (2) 被留置者の護送に関すること。
- (3) 留置業務にかかわる指導に関すること。
- (4) 留置センサーに関すること。

第13条第5号を削る。

第17条中第13号を削り、第14号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 生活安全指導室に関すること。

第20条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）に規定する犯罪の取締りに関すること。

第26条中「刑事部に」の次に「、組織犯罪対策局を置くもののほか」を加え、「9課」を「5課」に改め、「捜査第四課」、「組織犯罪対策課」、「国際捜査課」及び「薬物銃器対策課」を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 組織犯罪対策局に、次の4課を置く。
 - 組織犯罪対策課
 - 捜査第四課
 - 薬物銃器対策課
 - 国際捜査課

第34条及び第35条を削り、第32条の2を第35条とし、第32条の3を第34条の3と

し、第31条を第34条の2とし、第32条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加え、同条を第34条とする。

(4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に規定する調査等及び疑わしい取引に関する情報に係る犯罪の取締りに関すること。

第33条を第31条とし、同条の次に次の2条を加える。

(科学捜査研究所)

第32条 科学捜査研究所においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪科学の調査研究に関すること。
- (2) 科学捜査に関連する鑑定及び検査に関すること。
- (3) 科学的検査及び実験に関すること。

(機動捜査隊)

第33条 機動捜査隊においては、機動捜査による犯罪の捜査、被疑者の検挙その他重要事件の初動捜査に当たる。

第57条の6を第57条の7とし、第57条の3から第57条の5までを1条ずつ繰り下げ、第57条の2の次に次の1条を加える。

(生活安全指導室)

第57条の3 生活安全企画課に、生活安全指導室を附置する。

2 生活安全指導室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 生活安全警察の運営・管理に係る指導に関すること。
- (2) 生活安全警察の犯罪捜査に係る指導に関すること。
- (3) 生活安全警察の公判対応に関すること。

第66条を第66条の3とし、第65条の次に次の2条を加える。

(財務局長)

第66条 総務部に、財務局長を置く。

2 財務局長は、警視正又は警視の階級にある警察官と同等の職にある事務職員又は技術職員をもつてあてる。

3 財務局長は、上司の命を受け、財務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(組織犯罪対策局長)

第66条の2 刑事部に、組織犯罪対策局長を置く。

2 組織犯罪対策局長は、警視正又は警視の階級にある警察官をもつてあてる。

3 組織犯罪対策局長は、上司の命を受け、組織犯罪対策局の事務を掌理し、所属

の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。



犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月25日

埼玉県公安委員会委員長 由 木 義 文

埼玉県公安委員会規則第11号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年埼玉県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2号中「刑事部長」の次に「、刑事部組織犯罪対策局長」を加え、「同部捜査第四課、同部国際捜査課及び同部薬物統器対策課」を「同部組織犯罪対策局捜査第四課、同部薬物統器対策課及び同部国際捜査課」に改める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。



管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月25日

埼玉県人事委員会委員長 香 川 實

埼玉県人事委員会規則七―八七一

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一)の一部を次のように改正する。

別表第一警察本部の部を次のように改める。

警察本部	財務局長 組織犯罪対策局長 方面本部長 運転免許センター長 参事 参事官 理事官 警察学校長 警察署長(浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川)	一種 二種 三種
警察本部の課(室・所・隊)長 監事官 聴聞官 管理官 訟務官 主席師範 総括調査官 市警察部副部長 市警察部の課長 方面本部副本部長 警察学校副校長 警察署長 警察署副署長(浦和、浦和東、浦和西、大宮、大宮東、大宮西、蕨、川口、武南、朝霞、新座、草加、上尾、鴻巣、川越、東入間、所沢、狭山、西入間、飯能、東松山、		

<p>秩父、熊谷、深谷、加須、岩槻、春日部、越谷、久喜、吉川)</p> <p>主席調査官 主席指導官 主席専門官 公安委員会室長 けいさつ総合相談センター所長 音楽隊長 監査室長 装備技術センター所長 照会センター所長 留置センター所長 採用センター所長 犯罪被害者対策室長 企画調整室長 現任教養推進室長 生活安全指導室長 防犯のまちづくり推進室長 生活安全特別捜査隊長 環境犯罪対策室長 航空隊長 刑事指導室長 検視調査室長 交通安全対策推進室長 交通捜査室長 暴走族対策室長 交通管制センター所長 放置駐車対策センター所長 外事特別捜査隊長 国際テロリズム対策室長 少年サポートセンター所長</p>	
<p>四種</p>	

<p>特別機動警察隊長 次席(人事委員会が定めるものに限る。) 初任教養部長 警察署副署長</p>	<p>次席 副隊長 術科教養部長</p>		
<p>五種</p>			

附則
この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千四百六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 一 申請のあった年月日
平成十九年九月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人フェアリースポーツクラブ
- 三 代表者の氏名
長岡 修
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市緑区大字大門二二七二番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対し、スポーツに関する事業を行い、スポーツ文化の発展、地域の活性化、健康の増進、生涯スポーツの実施、子どもの健全な育成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千四百七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日
平成十九年九月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 全国子育て・福祉支援ふれあいネットワーク
- 三 代表者の氏名
小松 福三
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市祇園三丁目二十番ビル
祇園二F

五 定款に記載された目的

この法人は、地域における子どもたちと親、障害者、高齢者など、各分野の人々のふれあい活動をすすめる、地域での子育てを支援し障害者や高齢者には仕事の機会を作り出すことを通して、子どもの健全な育成を図り障害者・高齢者の福祉の増進を図ることに寄与することを目的とします。

埼玉県告示第千四百八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

- 一 申請のあった年月日
平成十九年九月二十五日
- 二 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により縦覧に供する。

平成十九年九月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サイシップ

三 代表者の氏名

菱澤 敏健

四 主たる事務所の所在地

埼玉県行田市大字和田四百八十六番地

三番地

五 定款に記載された目的

(変更前)この法人は、誰もが心豊かかつ健やかに共生していける地域社会の向上を目指し、市民社会におけるシンクタンクとなり、マイノリティに

埼玉県告示第千四百九号

埼玉県公債を抽せんの結果、次のとおり償還する。

平成十九年九月二十五日

一 銘柄、償還期日、償還額及び番号

埼玉県知事 上田 清司

銘柄	償還期日 (年・月・日)	償還額 (万円)	1万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
10/イ	19.11.20	90,000				419～448 599～628 2159～2188
10/ロ	19.11.20	14,400				361～368 473～480 545～552
10/リ	19.11.28	135,000				576～620 2736～2780 3771～3815

向けた研究調査及び啓発、提言等に関する情報をあらゆる手段で伝える核となる事業等を行い、もって地域社会生活の発展及び社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

(変更後) この法人は、誰もが心豊かかつ健やかに共生していける地域社会の向上を目指し、福祉に携わる事業を行い社会生活への自立、又社会生活においての補助を行い障害者や高齢者などの受け皿となり、一般生活を円滑に送れるように寄与することを目的とする。

10/×	19.11.28	21,600	29・30 127・128 161・162	99～105 442～448 561～567
------	----------	--------	-----------------------------	------------------------------

二 支払場所

現物債は券面記載の場所、登録債は指定支払場所

埼玉県告示第千四百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十)七号(第二百六十三条の二第二項の規定

埼玉県告示第千四百十一号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定によ

十八年度建物共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について通知があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公表する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 建物共済事業

分担金その他収入

一、七四一、七四七、八九三円

災害共済金、経費その他支出

二 機械損害共済事業

分担金その他収入

五五六、九一九、八八〇円

災害共済金、経費その他支出

二四二、〇〇九、七九七円

正味財産

六、六六〇、二三〇、〇八三円

り次のとおり公示する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

事業者(設置者)の名称	事業者(設置者)の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象とする障害の種類	事業所番号
有限会社夢工房	埼玉県川口市北園町34-35	ケアサービス来夢	埼玉県川口市北園町34-35	平成19年7月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・障害児	1110200571
株式会社日本フーズシステム	埼玉県川越市中原町1-9-5	ヒューマンケアステーション川越	埼玉県川越市中原町1-9-5	平成19年7月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1110400478
有限会社託老所	埼玉県川越市の場北2-4-1	訪問介護事業所 ころこ	埼玉県川越市の場北2-4-1	平成19年7月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1110400486
株式会社ビジュアルビジョン	埼玉県上尾市上町1-1-14	けあビジョン川越	埼玉県川越市脇田本町1-1-1	平成19年7月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1110400494
株式会社T&K	埼玉県入間郡越生町越生624-11	ケアサービスゆず	埼玉県入間郡毛呂山町中央4-7-5	平成19年7月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1112433477
特定非営利活動法人障害者生活支援ネットフューチャー	埼玉県熊谷市石原876-10	居宅支援YOUゆう	埼玉県熊谷市石原876-10	平成19年7月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1113100315
株式会社埼玉ライフケアサービス	埼玉県朝霞市本町2-4-25	株式会社埼玉ライフケアサービス新座南訪問介護事業所	埼玉県新座市栗原5-2-20	平成19年7月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・障害児	1115100206
有限会社笠幡介護サービス事業所	埼玉県川越市笠幡88-57	介護事業所 笠幡介護サービス事業所	埼玉県川越市笠幡88-57	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1110400502
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター春日部中央	埼玉県春日部市中央1-4-6	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1110600358
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター武里	埼玉県春日部市大場1360-1	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・精神障害者	1110600366
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター友輪	埼玉県春日部市八丁目468-1	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・精神障害者	1110600374
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター茜	埼玉県越谷市七左町2-11	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・精神障害者	1110800321
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター上尾	埼玉県上尾市仲町1-5-10	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者	1111600266
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンターふきあげ	埼玉県鴻巣市吹上富士見4-5	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者	1111700157
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター氷川	埼玉県草加市氷川町2133-1	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・精神障害者	1111800205
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター草加稲荷	埼玉県草加市稲荷4-4-36	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・精神障害者	1111800213
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター朝霞	埼玉県朝霞市三原3-3-3	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1112100142
株式会社マルノクス	埼玉県狭山市富士見2-22-32	優良介護 狭山	埼玉県狭山市富士見2-22-32	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1112700206
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター鶴瀬	埼玉県富士見市鶴馬1-26-7	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1112900129
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター熊谷	埼玉県熊谷市肥塚4-161	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問介護	身体障害者	1113100331

事業者(設置者)の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象とする障害 の種類	事業所番号
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 2-9	ニチイケアセンター東松山	埼玉県東松山市新弓町1-16 1 箭弓町田島店舗2階	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問 介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1113300220
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 2-9	ニチイケアセンター新座	埼玉県新座市東北2-26-1 2 深井ビル2-A	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問 介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1115100214
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 2-9	ニチイケアセンター野火止	埼玉県新座市野火止4-1-2 3 込戸ビル1階	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問 介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1115100222
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 2-9	ニチイケアセンター北本	埼玉県北本市中央3-43大島 ステーションビル1階	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問 介護	身体障害者	1115300087
株式会社桜花サービス 埼玉県幸手市中1-1-40	しらゆりケアセンター	埼玉県幸手市中1-1-40	平成19年8月1日	居宅介護・重度訪問 介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1116100106
医療生協さいたま生活協同 組合 医療法人瑞友会 埼玉県川口市木曾呂1317	ケアセンターかがやき (訪問介護) 医療法人瑞友会 まご ころ介護サービス	埼玉県川口市中青木4-1-2 4 埼玉県川口市砂706-2パー クハイツサイキC101号	平成19年9月1日	居宅介護・重度訪問 介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110200597
株式会社ゆりは 埼玉県春日部市下蛭田263	訪問介護それいゆ	埼玉県春日部市下蛭田263	平成19年9月1日	居宅介護・重度訪問 介護	身体障害者	1110400510
有限会社越谷看護婦家政婦 紹介所 株式会社マルフイ 埼玉県越谷市弥生町6-18	有限会社越谷看護婦家 政婦紹介所 つくり介護 久喜	埼玉県越谷市弥生町6-18	平成19年9月1日	居宅介護・重度訪問 介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1110600382
特定非営利活動法人のの か 介護サービス 株式会社ニチイ学館 株式会社萌え木 埼玉県狭山市富士見2-22- 9 32サンフェール富士見201号	ののかヘルパーステー ション ニチイケアセンター花み ずき ケアセンターひだまり	埼玉県坂戸市につさい花みず 木5-6-7フイガロ102号 埼玉県草加市長栄町122ルミ エール長栄207号	平成19年9月1日	居宅介護・重度訪問 介護	身体障害者・知的障害 者・精神障害者・障害児	1112300239
特定非営利活動法人ポコ ・ポコ 社会福祉法人埼玉のぞみの 園 特定非営利活動法人明星	ケアホーム ほこの家 「どんべり」 春花園	埼玉県和光市下新倉3-22- 36ウオールデンビルズ II 埼玉県深谷市本田3343	平成19年7月1日	居宅介護・重度訪問 介護 共同生活介護	身体障害者・知的障害 者 知的障害者	1111800221 1122300229 1114600149
社会福祉法人美里会 埼玉県児玉郡美里町小茂田7 47-1	生活介護事業所「あお い空」	埼玉県越谷市大林539-6	平成19年7月1日	生活介護	知的障害者	1110800313
社会福祉法人美里会 埼玉県児玉郡美里町小茂田7 47-1	美里学園通所作業所	埼玉県本庄市栗崎782	平成19年7月1日	就労継続支援B型	知的障害者	1114300120
社会福祉法人美里会 埼玉県児玉郡美里町小茂田7 47-1	コスモスの里	埼玉県児玉郡美里町小茂田88	平成19年7月1日	就労継続支援B型	精神障害者	1114200080
特定非営利活動法人こすも す 社会福祉法人親愛会	こすもす作業所 クークスしんあい	埼玉県坂戸市東坂戸2-9-1 05 埼玉県川口市大字今福424	平成19年8月15日 平成19年6月1日	就労継続支援B型 就労移行支援・ 就労継続支援B型	知的障害者 知的障害者 知的障害者・ 精神障害者	1116000140 1110400460

埼玉県社会福祉法第十四百二十二号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定によ
り指定障害者支援施設を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により次のと

おり公示する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

事業者(設置者)の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	主たる対象とする 障害の種類	事業所番号
社会福祉法人美里会 1 児玉郡美里町小茂田747-1	美里学園	埼玉県児玉郡美里町小茂田747-1	平成19年7月1日	知的障害者	1114200098

埼玉県告示第十四百十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第一項の規定により指定相談支援事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により次のと

事業者(設置者)の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	主たる対象とする 障害の種類	事業所番号
特定非営利活動法人障害者生活支援ネットワーク YOUゆう	埼玉県熊谷市石原876-10 相談支援YOUゆう	埼玉県熊谷市石原876-10	平成19年7月1日	身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害児	1133100329

おり公示する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第十四百十四号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

桶川市大字下日出谷九〇五番地一九

- 五 設立認可の年月日 平成五年三月九日
- 六 変更認可の年月日 平成十九年九月二十五日

埼玉県告示第十四百十五号

吉川市長から越谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第十四百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県知事 上田 清司

当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県立図書館業務システム開発業務委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 埼玉県立浦和図書館システム管理担
- 3 落札者を決定した日 平成19年8月9日
- 4 落札者の氏名及び住所 日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 落札金額 34,650,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成19年6月29日

埼玉県告示第十四百十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、

- 一 組合の名称 桶川市下日出谷東特定土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成五年三月九日から平成三十四年三月三十一日まで
- 三 施行地区 桶川市大字下日出谷字東、字高井、及び字西の各一部、泉一丁目的一部、鴨川一丁目的一部
- 四 事務所の所在地

同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成十九年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

施設等の名称 埼玉県立近代美術館	受託者の住所、名称及び代表者氏名 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 清野 智	委託期間 平成十九年九月二十五日から同年十二月十六日まで
---------------------	---	---------------------------------

埼玉県告示第四百十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定

の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

- 購入等件名及び数量
警察車(無線警ら車) 11台
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部会計課調度第二係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 落札者を決定した日
平成19年7月20日
- 落札者の氏名及び住所
埼玉トヨタ自動車株式会社 埼玉県さいたま市中央区下落合6丁目1番18号
- 落札金額
42,654,150円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札の公告を行った日
平成19年6月5日

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年九月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤善孝

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 さいたま鴻巣線
- 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧	桶川市大字下日出谷字東一番一地先	一〇・八四	一八・〇〇	自転車歩行者道整備工事による。
新		二六・九二		
		一八・〇〇		
		三三・二七		

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年九月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県北本県土整備事務所長 齊藤善孝

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 蓮田鴻巣線
- 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
			桶川市大字倉田字前方五番一 地先から同市大字倉田字前方一 〇番一地先まで		九・三四 一・五九 一〇・一一 一一・一七	八四・一七	交差点改良工事による。

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年六月五日

指令飯整第一九〇〇四〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月十九日

飯整第一九〇〇三二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町上野東四丁目五番二、

七、八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町上野東三丁目六番一二

号

森 友臣

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年八月二十一日

指令飯整第一九〇〇一七〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月十九日

飯整第一九〇〇三三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字上野字山口二二八

九番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町上野東三丁目二番地二

アネックスY、SⅡ一〇二一

石川 健吾

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年八月二十二日

第一九〇〇六一〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月十八日

第一九〇〇八八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字都五九一三、五九

一五、五九一六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二六一

一一

一建設株式会社 代表取締役

小泉 公善

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年九月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年八月十五日

指令杉整第一九〇一〇二〇号

二 検査済証番号

平成十九年九月十四日

杉整第八三七一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字鷺宮字社宮司一

七四三一一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
地 北葛飾郡鷺宮町大字鷺宮一七四四番

山口 尚之

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 ○四八―八二四―二二二―(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 ○四八―八六二―二九〇―(代表)